

令和5年4月7日

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

令和5年度医学部附属病院放射線診療従事者等の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第18条に基づき、下記のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」という。）は、必ず受講してください。

なお、例年新規の登録者には別途「安全取扱」の受講を必須としておりましたが、平成31年度より教育訓練に安全取扱の内容を含めて実施いたしますので、新規の方も継続の方も以下の内容の教育訓練を必ず受講してください。

また、放射線治療部門や核医学検査部門など、専門的な知識が必要とされる部署においては、別途安全取扱の案内をさせていただきますので、ご注意ください。

おって、現在は対面方式の開催で計画しておりますが、後日 e-learning にて、受講することも可能ですので、念のため申し添えます。

記

（教育訓練）

実施項目	日時・場所
1. 放射線の人体に与える影響（30 分） 核医学診療科 准教授 加藤 弘樹	日時：令和5年4月26日（水） 17：30～19：30 場所：医学部講義棟 A講堂他
2. 放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い 放射線部 副部長 巽 光朗 (60 分)	
3. 放射線障害の防止に関する法令及び 放射線障害予防規程（30 分） 放射線部 技術職員 川口 修平	
※従事者は、必ず上記3項目全て受講願います。	

※開始時刻は時間厳守でお願いします。

遅刻された場合、定員超過の場合等は入場できないことがございますので、あらかじめご了承ください。

(教育訓練年間実施予定について)

既にガラスバッジが発行されている方については、年度ごとに1度、教育訓練を受講することが義務づけられています。

つきましては、以下の年間実施予定を参考に必ず受講するようにしてください。詳細については、決定次第改めて通知いたします。

今年度開催分を受講しない場合は、来年度のガラスバッジ発行を停止し、放射線診療に従事できなくなりますので、なるべく早い段階で受講し、受講漏れのないようにしてください。

○令和5年度教育訓練年間実施予定 4月26日(水) 17:30～19:30
5月中旬ごろ eラーニングにて公開

【参 考】

大阪大学医学部附属病院放射線障害予防規程第18条 (一部抜粋)

- 第18条 病院長は、法令に基づき放射線業務従事者及び放射線診療従事者等に、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内ごとに実施するものとし、それらの項目及び時間数は細則及び医療法細則に定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育及び訓練の項目の一部について、細則に定める基準を満たす十分な知識及び技能を有すると安全委員会委員長が認めた者は、当該項目の教育及び訓練を免除することができる。
- 3 病院長は、R I法管理区域に一時的に立入る者に、細則に定める教育を実施しなければならない。